

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年2月28日

【事業年度】 第14期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）

【会社名】 株式会社 熊本ファミリー銀行

【英訳名】 The Kumamoto Family Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 河口 和幸

【本店の所在の場所】 熊本市水前寺6丁目29番20号

【電話番号】 096(385)1111（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 黒瀬 英夫

【最寄りの連絡所】 東京都中央区八重洲2丁目8-7 福岡ビル2階

【電話番号】 03(3274)5901

【事務連絡者氏名】 東京支店長 久野 恭義

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人 福岡証券取引所
（福岡市中央区天神2丁目14番2号）
株式会社 熊本ファミリー銀行 福岡営業部
（福岡市博多区上川端町9番166号）
株式会社 熊本ファミリー銀行 長崎支店
（長崎市賑町7番12号）
株式会社 熊本ファミリー銀行 鹿児島支店
（鹿児島市中央町13番1）
株式会社 熊本ファミリー銀行 大分支店
（大分市都町4丁目2番6号）
株式会社 熊本ファミリー銀行 東京支店
（東京都中央区八重洲2丁目8-7 福岡ビル2階）

（注）上記のうち、長崎支店、鹿児島支店及び大分支店は、証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月29日に提出いたしました第14期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

5 従業員の状況

（1）連結会社における従業員数

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

5 【従業員の状況】

（1）連結会社における従業員数

（訂正前）

平成18年3月31日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,121 [212]	354 [205]	1,475 [417]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員 213人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

（訂正後）

平成18年3月31日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,121 [212]	354 [205]	1,475 [417]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員 419人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスクを認識した上で、顕在化を回避するとともに、顕在化した場合には全力をあげてこれに

対処する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

信用リスク

(中略)

__固定資産の減損会計によるリスク

平成18年3月期から固定資産の減損会計が導入されました。この制度の概要は、設備の耐用年数、又は将来20年間のうちいずれか短い期間に、資産が使用されることによって生じる収益等の総額が、その資産の帳簿価格を下回り、投下した資本が回収できないと認識されたとき、その回収できない金額について減損損失を計上するものです。デフレ等の金融経済環境の変化によっては、減損損失を計上する可能性があります。

__経営統合を進めていく上でのリスク

当行は、株式会社福岡銀行と統合準備委員会を設置し、適正な資産査定に基づき統合比率を決定のうえ、株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、平成19年春を目処に共同株式移転方式により持株会社を設立することを検討しております。経営統合を進めていく過程において従来当行において適用されている諸規定及び諸基準が改定された場合、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

__その他のリスク

(後略)

(訂正後)

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスクを認識した上で、顕在化を回避するとともに、顕在化した場合には全力をあげてこれに対処する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

信用リスク

(中略)

ホ.貸出先への対応

当行は、貸出先のデフォルト(債務不履行等)に際して、法的整理によらず私的整理により再建することに経済的合理性が認められると判断し、これらの貸出先に対して債権放棄又は追加融資を行って支援を継続する

ことも有り得ます。支援継続に伴う損失額が貸倒引当金計上時点の損失見積額と乖離した場合、信用コストが増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような貸出先に対しては、再建計画の正確性や実行可能性を十分に検証したうえで支援継続を決定いたしますが、その再建が必ず奏功するという保証はありません。再建が奏功しない場合には、これらの貸出先の倒産が新たに発生する可能性があります。その結果、信用コストが増加し当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落、有価証券価格の下落等の事情により、デフォルト状態にある貸出先に対して担保権を設定した不動産又は有価証券を処分することができない可能性があります。

そのような場合、債権保全を厳密に見積もることによる貸倒引当金の積み増しや、バルクセールによるオフ・バランス化を進めることもあり得ます。その結果、信用コストが増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

新たな自己資本比率規制の導入

自己資本比率規制の告示の改正に伴ない、平成18年度末(平成19年3月31日)より新たな自己資本比率規制(以下、バーゼル という)が導入されることになりました。バーゼル では、債務者の信用状況等に応じてより精緻なリスク・ウエイトが適用されること、新たにオペレーショナル・リスクに係るリスク・アセットを計上すること、銀行自身による適切なリスク管理や自己資本充実度を評価するプロセスに対し監督上の検証がなされること、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めること等、現行規制から大幅な変更がなされます。このバーゼルの導入により、当行グループ及び当行の自己資本比率が変動する可能性があります。

劣後債務の借り換えに係るリスク

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目として一定の限度で自己資本の額に算入することができます。既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、当行が同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合、当行グループ及び当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。また、日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けます。仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その場合、当行の業務運営や業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

業務範囲拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴ない、当行は、法令その他の条件の許す範囲内で、新たな収益機会を得るために従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することがあります。

業務範囲を拡大した場合には、当該業務に関するリスクについて全く経験が無いが、限定的な経験しか有していないこと等により、当行が新しく複雑なリスクにさらされる可能性があります。当行は、事前に十分な市場調査とリスクの把握を行います。当行の業務範囲の拡大による成果が当初期待していたとおり得られない可能性があります。

競争優位について

近年の金融業に関する規制緩和の進展は、事業機会の拡大等を通じて当行の経営にも影響をもたらしており

ますが、当行が主に営業基盤としております熊本県は金融激戦区であるため、競争が今後、更に激しくなる可能性があります。

このような事業環境において当行が競争優位を得られない場合、営業戦略が奏功しない等の事由により当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損会計によるリスク

平成18年3月期から固定資産の減損会計が導入されました。この制度の概要は、設備の耐用年数、又は将来20年間のうちいずれか短い期間に、資産が使用されることによって生じる収益等の総額が、その資産の帳簿価格を下回り、投下した資本が回収できないと認識されたとき、その回収できない金額について減損損失を計上するものです。ついで、平成18年3月期において、当行グループで減損損失2,324百万円を計上しました。デフレ等の金融経済環境の変化によっては、減損損失を計上する可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

経営統合を進めていく上でのリスク

当行は、株式会社福岡銀行と統合準備委員会を設置し、適正な資産査定に基づき統合比率を決定のうえ、株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、平成19年春を目処に共同株式移転方式により持株会社を設立することを検討しております。今後、経営統合を進めていく過程において、予期せぬ損失や費用が発生する可能性があります。これらのリスクが顕在化した場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、従来当行において適用されている諸規定及び諸基準が改定された場合、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク

(中略)

ホ.自然災害

当行は、熊本県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当行が保有する店舗や事務所、事務センター等の施設及び人材は熊本県に集中しております。

コンティジェンシー・プランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、熊本県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合には、その程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当行の施設・人材に甚大な被害が及ぶ可能性があります。当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。